

京都府熱中症対策方針（2025(令和7)年3月改定）

令和7年3月
脱炭素社会推進課

趣旨

- ▶ 2年連続で「最も暑い夏」が更新される中、熱中症搬送人員数の増加や気候変動適応法改正による「熱中症特別警戒アラート」の創設などを踏まえ熱中症対策を強化（見直し部分は下線）
（地球温暖化対策推進本部において、2024年度中に改定）

ポイント

- ▶ 熱中症にかかりやすい方、災害時の対策強化、農作業における普及啓発
- ▶ 暑熱順化の広報強化
- ▶ 極端な高温発生時の対応

具体的な対策

1 高齢者をはじめとした熱中症にかかりやすい方への熱中症対策の強化

脱水状態にある人、高齢者、乳幼児、からだに障害がある人、肥満の人、過度の衣服を着ている人、普段から運動していない人、暑さに慣れていない人、病気の人、体調の悪い人などは、熱中症にかかりやすい：環境省

- 熱中症にかかりやすい方に向けた熱中症予防行動等の周知、家族等による見守り、声かけ
- 夜間も含めたエアコン利用の必要性や効果的な使い方の周知
- 防災行政無線等による情報提供

2 住居における熱中症対策の強化

- 夜間も含めたエアコン利用の必要性や効果的な使い方の周知（再掲）
- 防災行政無線等による情報提供（再掲）

3 管理者がいる場所等における熱中症対策の強化

- 京都府ホームページでの熱中症予防や熱中症発症の場合の対応について情報提供
- 各種ガイドライン等の活用が徹底されるよう、研修会の実施、管理者間での取組事例の共有
- 災害時の避難所に指定されている公共施設におけるエアコン・非常用電源の整備の働きかけ
- 農作業における農作業安全運動を通じた普及啓発

4 連携の強化（市町村）

- 熱中症（特別）警戒アラートの周知、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の確保、特別警戒アラート発表時の開放
- 地点ごとの暑さ指数（WBGT）の活用による府民への熱中症予防行動の促進
- 府・市町村の取組共有による対策の底上げ（関係機関）
- 関係機関や民間企業と行政機関が連携した府内各所での熱中症予防の取組推進
- 地球温暖化防止活動推進員等と連携した府民への声かけ
- 民間企業と連携した熱中症対策の啓発や熱中症予防に有効な対策グッズの広報

5 情報発信の強化

- 暑熱順化も考慮した熱中症予防対策強化期間設定
- 熱中症警戒アラートの活用
- 暑さ指数（WBGT）の予測情報等の提供



極端な高温発生時の対応

6 極端な高温発生への備え

- 府庁内での関係部局間及び関係機関の役割の明確化
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の確保
- 管理者間における熱中症特別警戒アラート発表時の対応について情報共有

7 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

- 熱中症特別警戒アラートを広く府民に周知し、予防行動の呼びかけ
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開放・適切な運用
- 管理者のガイドラインに基づく適切な対応

目標

- ▶ 中期的な目標（2030年）として、熱中症搬送人員が、5年移動平均（2020年～2024年）から半減すること、死亡者数は10人未満にすること
（5年移動平均搬送人員 1,787人、2023年死亡者18人）

今後の見直し

気候変動の状況、熱中症の今後の推移や社会の状況の動向を見据え、更なる対策の強化について引き続き検討